

# 1

## 警察との記録

警察では、加害者を検挙して処罰するため、刑事手続き上必要なことを聴かれたり、立会いを求められたりします。

具体的にどのようなことが行われるのか、確認しておきましょう。

### 事情聴取

担当の捜査員から被害状況などを詳しく聴かれます。

加害者や事実を明らかにするため、必要があって聴かれるものです。

女性(男性)警察官による聴取等を希望する場合は、遠慮なく申し出ましょう。

# 2

## 証拠品の提出

加害者や事実を明らかにするため、被害時に着ていた服などの提出を求められることがあります。

提出した証拠品は、必要がなくなれば返還されます。返還の必要がない場合、手続きをすれば保管者が処分することになります。

# 3

## 実況見分等への立会い

警察が犯罪の現場等について確認を行う際の立会いや説明を求められることがあります。

実況見分は時間を要する場合があります。

# 4

## 解剖

事件・事故で当事者の方が亡くなった場合、ご遺体の解剖を行う場合があります。亡くなられた原因を明らかにするために必要な手続きです。

裁判所の令状に基づいて行う「司法解剖」の場合、ご遺体の搬送料を公費で負担する制度があります。







事件・事故が発生した場合、加害者を裁判にかけるかどうかを決定するのは検察です。裁判を行うためには検察官に対しても丁寧に説明する必要があります。

被害者等が刑事裁判に関わる手段として、次の3つが考えられます。

- ① 証人になる
- ② 被害者の意見陳述制度<sup>※</sup>を使う
- ③ 被害者参加制度<sup>※</sup>を使う

事前に検察官から十分な説明を受けましょう。

※についてはP31に記載しています。

そのほか、以下のことにも注意して確認をしておくといでしょう。

- 裁判に行けない日を伝える
- 証人として証言する場合の付添いやついたでの利用
- 法廷で被害者の住所や氏名を読み上げないこと
- 傍聴席の優先的確保
- 遺影の持ち込みの可否
- 控え室の確保
- 駐車場の利用
- 裁判記録の閲覧・謄写（コピー）







2000年（平成12年）以降、被害者の刑事裁判への関わり方は被害者自身で選べるようになりました。

どのような方法で裁判に参加できるのか、以下に挙げています。

### 1 証人として証言する

証人の証言は裁判において証拠として扱われます。

証人は聞かれたことに対してのみ答え、嘘を言えば偽証罪に問われます。

出廷時の精神的な負担を軽くするため、付添いやついたて、ビデオリンク方式などの制度があります。

### 2 被害者の意見陳述制度の利用

被害者が法廷で自分の気持ちを述べる制度です。ここでの意見は、後に量刑判断の材料になります。

※3の被害者参加人が行う事実関係や法律の適用についての意見陳述と区別して「心情の意見陳述」と言われています。

### 3 被害者参加制度の利用

被害者参加制度の対象となる裁判では、被害者が「被害者参加人」として裁判に参加できます。

- 1だけは被害者の意思では決められませんが、2と3は原則として被害者の意思で決められるものです。支援者などとよく相談して決められるとよいでしょう。
- 被害者参加制度を利用しても、自分の意思に反することまで強制されることはありませんので安心してください。
- 裁判所へ行く不安を軽減するため、弁護士や被害者支援ネットワーク佐賀VOISSなどで付添いの支援をしています。
- 資力等によっては国選で弁護士をつける制度もあります。詳しくはP54に記載しています。







## 4

# 弁護士との記録

弁護士は、次のようなサポートができます。

- 警察や検察庁への被害届や告訴状の提出
- 報道機関への対応、折衝
- 加害者側弁護士との示談交渉
- 刑事裁判への被害者参加
- 損害賠償命令申立て
- 民事裁判の提起

「弁護士に何をしてもらいたいのか分からないのに相談してもいいの?」「弁護士に相談すると費用がいくらかかるの?」などと不安に思われるかもしれませんが。

佐賀県では無料で犯罪被害の法律相談ができる制度があります。どのような弁護士のサポートを受けられるのか一度ご相談ください。

なお、弁護士に依頼される場合の弁護士費用についても、資力や収入等によってはご自身の費用負担が軽減される制度もありますのでお気軽にお問い合わせください。

### ■ 納得のできる弁護士を探しましょう。

弁護士にも得意・不得意の分野があります。また、自分に合わないと感じることがあるかもしれません。そのような時は一旦断り、改めて自分に合う弁護士を探しましょう。

### 📞 問い合わせ先

**佐賀県弁護士会** 📞 **0952-24-3411** (代表電話)

「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

**法テラス佐賀** (日本司法支援センター佐賀地方事務所)

📞 **0570-078361**

月～金曜日 9:00～17:00

- ・相談窓口の案内、法制度の紹介
- ・弁護士費用に関する経済的支援制度

**佐賀県犯罪被害者支援担当窓口** (佐賀県くらしの安全安心課)

○ 佐賀県無料法律相談について 📞 **0952-25-7060**







## 5

## 加害者との記録

加害者やその家族、弁護士などが面会を求めてくる場合があります。会う、会わないはあなたの気持ち次第です。会いたくなければ会う必要はありません。

どうしたらよいか分からない場合は、遠慮せず支援者や弁護士などに相談しましょう。

例えば…

- ① 葬儀への参列や香典、焼香の申し出があった。
- ② 相手方の弁護士などが示談を求めてきた。
- ③ 「示談」の話を出さずに、お金を受け取ってほしいと言ってきた。

会うとしても1対1での面会は避けましょう。

また、加害者や関係者の来訪で危険を感じたら、すぐに110番通報をしましょう。

相手方の弁護士との対応に負担や不安を感じたら、弁護士に相談しましょう。

裁判後であっても、検察庁、保護観察所の「被害者等通知制度<sup>※</sup>」を利用すれば加害者に関する情報提供を受けることができます。

検察庁や保護観察所へ問合せをしてみましょう。

※についてはP53または58をご覧ください。

## 📞 問い合わせ先

## 佐賀地方検察庁被害者ホットライン

📞 **0952-22-4259**

月～金曜日 8:30～17:15

## 佐賀保護観察所 被害者専用（少年事件の場合）

📞 **0952-27-4155**

## 佐賀県弁護士会

📞 **0952-24-3411**（代表電話）

「犯罪被害相談」であることをお伝えください。



## 6

## マスコミとの記録

マスコミとの対応では、次のようなことが考えられます。

- 事件によっては多くの記者が訪れ、過度な取材を要請されることがある。
- 情報が断片的に伝わり、受け手の誤解により思わぬ中傷を招く。

※ 取材の自粛要請や取材の対応等について、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。相談してみましょう。

一方、情報を集めたいときなどはマスコミの力を有効に活用する場面もあります。記者の名刺や取材依頼の手紙は当面保管しておきましょう。

■ 取材を受ける場合は、以下のことに注意しましょう。

- 自分が安心できる場所や都合のいい時間を指定しても構いません。一人で対応が不安な時には付添いを付けて話をすることもできます。
- 顔や声、氏名などの個人情報を放送されるのは困るなど、出してほしくないことは明確に伝えましょう。
- 取材中、信頼できないと思ったら「答えたくない」、「したくない」と断りましょう。
- 報道の内容に間違いがあれば、取材にきた人に伝えましょう。訂正や修正の報道を依頼することができます。

📞 問い合わせ先

佐賀県警察本部 広報県民課 犯罪被害者支援室

📞 0952-24-1111 (内線2183)

佐賀県弁護士会

📞 0952-24-3411 (代表電話)

「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

法テラス佐賀 (日本司法支援センター佐賀地方事務所)

📞 0570-078361

月～金曜日 9:00～17:00









